

**○国立大学法人埼玉大学 マイクロソフト包括ライセンスに関わる  
Office365ProPlus利用要項**

平成 29 年 2 月 10 日

情報メディア基盤センター会議了承

改正 平成 29 年 7 月 14 日

(趣旨)

**第 1 条** この要項は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）と日本マイクロソフト社（以下「MS社」という。）が締結した、包括ライセンス契約によって利用できるソフトウェアについて、利用者がソフトウェアを有効に活用するとともに、本学情報メディア基盤センター（以下「センター」という。）の円滑な運用に資するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この要項における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「ソフトウェア」とは、MS社が提供するOffice365ProPlusをいう。
- (2) 「申請者」とは、本学の学生及び教職員をいう。

(利用申請手続)

**第 3 条** 申請者は、ソフトウェアを利用する場合には、センターが指定する方法に従ってソフトウェアの利用申請を行い、センター長からその承認を受けなければならない。

(利用制限)

**第 4 条** ソフトウェアの利用制限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ソフトウェアのインストール作業及びその利用に関しては、申請者自身が行うものとし、センターは関与しない。
- (2) ソフトウェアの利用者は申請者に限る。
- (3) 以下の場合、申請者はただちにソフトウェアをコンピュータから削除しなければならない。
  - ア 本学がMS社との包括契約を解除した場合。
  - イ 申請者がソフトウェアを必要としなくなった場合。
  - ウ 申請者がソフトウェアをインストールしたコンピュータを廃棄する場合。
  - エ 申請者が卒業、修了、退職等した場合。
- (4) 申請者は、本学とMS社とが締結するライセンス契約に基づく本学及びMS社の制約事項に従わなければならない。

(禁止事項)

**第 5 条** ソフトウェアの禁止事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) センターが提供するインストールマニュアルを申請者以外へ配布すること。

(2) プログラムの逆コンパイル・逆アセンブル。

(免責事項等)

**第6条** 本学の免責事項等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本学及びMS社の判断により、ソフトウェアの提供及びサービスを休止・停止する場合がある。

(2) ソフトウェアは永続的に使用できる保証をするものではない。

(3) ソフトウェアのインストール・利用において生じたコンピュータの障害について、本学は一切の責任を負わないものとし、必要なバックアップ等は申請者の責任において行うものとする。

(その他)

**第7条** 第4条又は第5条の規定に違反した結果、本学に不利益が発生した場合、申請者が一切の責任を負うものとする。

(雑則)

**第8条** この要項に定めるもののほか、ソフトウェアの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

**附 則**

この要項は、平成29年2月10日から施行する。

**附 則**

この要項は、平成29年7月14日から施行する。